

# 令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化が始まりました

## <保育料について>

- **満3歳児クラスから5歳児クラス(小学校就学前)までの子ども**を対象として、下松市で定める保育料(利用者負担額)が**全額無償**となります。
- 保育料とは別に、各施設において幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収している費用(給食費や通園送迎費、行事費等)は、**無償化の対象外**です(これまでと同様に保護者負担)。ただし、年収が360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子ども(※)は、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。  
※幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の場合、小学校3年生以下の子から数えて3番目以降の子ども

## <預かり保育について>

- 保育の必要性の認定を受けた、3歳児クラスから5歳児クラス(小学校就学前)までの子どもを対象として、**月額11,300円(※)まで無償**となります。  
※月額の上限額は、利用日数に応じて変動します(450円×利用日数)  
(例)

月額利用料(支払額)	利用日数	上限額(450円×日)	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもについては、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります(この場合の月額上限額は、16,300円)。  
※入園料・保育料については満3歳から全員対象となりますが、預かり保育では取扱いが異なりますのでご注意ください。
- 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(※)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用分も無償化の対象となります。(この場合の月額上限額は、11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額)  
※平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満

## <無償化の対象となるための手続き>

- **すでに新制度幼稚園・認定こども園に入園しており、通常の教育時間のみを利用する場合など、保育の必要性が無い場合は、新たな手続きは必要ありません。**
- **預かり保育を利用する場合**で、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から新たに「**子育てのための施設等利用給付認定**」の新2号または新3号認定を受ける必要があります。  
※この認定は、無償化に伴い新たに法制化されたものであり、**入所時に受けている「教育・保育認定」とは別の認定になります。現在の「教育・保育利用給付」の1号認定に加えて、「施設等利用給付」の新2・3号認定を受ける必要がありますので、ご注意ください。**

給付認定区分	要件	保育の必要性(※)
新1号認定	満3歳以上の子ども(新2号・新3号認定子どもを除く)	なし
新2号認定	当該年度の4月1日時点で3歳以上の子ども	あり
新3号認定	当該年度の4月1日時点で3歳未満で、市町村民税非課税世帯に属する子ども	あり

※保育の必要性: 父母等それぞれが就労・就学・介護・看護や、妊娠・出産後間もない場合、求職活動等の事由に該当する場合

- 認定に必要な申請書類や案内については、現在ご利用中の幼稚園を通じて配布いたします。申請書に必要事項を記入の上、添付資料(※)とともに、幼稚園が指定する期日までに各施設へご提出ください。  
※預かり保育を利用する場合で無償化の対象となるためには、保育を必要とすることを証する書類(就労証明書等)が必要です。

## <無償化に関するお問い合わせ・申請先>

下松市 こども未来課  
〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号 下松市役所1階 22番窓口  
電話: (0833) 45-1879  
※月曜～金曜(祝日除く) 8:30～17:15

